

発電実績の公開に係る経済産業大臣への建議について

令和 5 年 6 月 2 9 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

(趣旨)

令和 2 年度冬季のスポット市場価格高騰を踏まえ、市場の透明性、市場参加者の予見性の向上のため、制度設計専門会合（以下単に「専門会合」という。）において、令和 5 年度のできるだけ早い時期でのユニット別・コマ別の発電実績の公開を目指すことなどが整理された。

第 8 5 回専門会合（令和 5 年 5 月 2 2 日開催）においては、一般送配電事業者が当該情報を発電事業者から得て公開、及び電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に提供することに関して、行為規制上の整理と対応方針について議論を行い、情報の目的外利用・提供に当たらない旨を明確化するため、目的外利用・提供の対象外となる情報を規定した電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号。以下「法施行規則」という。）第 3 3 条の 6 の 2 に、上記の取組に基づき公表及び提供される場合の発電実績情報を追加すべきことなどが整理された。

以上を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会委員長から経済産業大臣に対し、所要の法施行規則の改正を建議することについて御審議を頂きたい。

1. 経緯

令和 2 年度冬季のスポット市場価格高騰を踏まえ、市場の透明性、市場参加者の予見性の向上のため、専門会合において、ユニット別・コマ別の発電実績の公開が検討され、第 7 3 回専門会合（令和 4 年 5 月 3 1 日開催）において、一般送配電事業者、及び広域機関におけるシステム改修に要する期間を勘案しつつ、令和 5 年度のできるだけ早い時期での公開を目指すことなどが整理された。これを受け、令和 4 年 1 月 1 4 日に「適正な電力取引についての指針」（以下「指針」という。）が改定され、発電事業者による当該情報の公開は「望ましい行為」として位置づけられた。さらに、令和 5 年 4 月に「系統情報の公表の考え方」が改定され、一般送配電事業者、広域機関に対し、当該情報の集積と一覧公開を求める規定が追加された。

一方で、発電実績を公開するにあたり、一般送配電事業者が自社ホームページにて発電実績情報を公表、及び当該情報を広域機関に提供する際、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 3 条第 1 項第 1 号や指針にて禁止されている「託送供給及び電力量調整供給の業務において知り得た情報の目的外利用・提供」に該当する可能性があるため、第 8 5 回専門会合（令和 5 年 5 月 2 2 日開催）にて、目的外利用・提供の対象外となる情報として「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報」を規定した法施行規則第 3 3 条の 6 の 2 に本オペレーションに基づき公表及び提供される場合の発電実績情報を追加することで対応すべきことが整理された。

2. 今後の対応

上記の専門会合における検討内容のうち、法施行規則に関して改正が必要な点について、別紙のとおり、電力・ガス取引監視等委員会委員長から経済産業大臣に対し、所要の制度的措置を図るよう建議することとしたい。

別紙

経 済 産 業 省

2023●●●●電委第●号
令和5年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

発電実績の公開に関する制度的措置について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会は、発電実績の公開にあたり、当該情報の公開方法に係る行為規制上の整理と対応方針について議論を行い、必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を行う必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

別添

経済産業大臣に対する建議事項

1 発電実績の公開に関する事項

- 法施行規則第33条の6の2において規定されている「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報」に、一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報（当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するものに限る。）を追加すること。

発電実績の公開方法

発電実績の公開方法

2-1. 対象電源

- ✓ HJKS登録対象である認可出力10万kW以上のユニット
- ✓ 但し、個々のユニットの性質を踏まえて合理的な理由があると認められる場合には公開を必ずしも求めない、公開の粒度を下げるなどの対応を検討。

2-2. 公開項目

- ✓ ユニット毎・30分コマ毎の発電量
- ✓ 電源種別・発電方式の区分

2-3. 公開タイミング

- ✓ 実需給後5日以内

2-4. 情報の集積と公開の在り方

- ✓ 既存のシステムを最大限活用しつつ、発電事業者が情報を提供し、エリアの一般送配電事業者が集積・加工し、一般に公開する。加えて、一覽性を確保する観点から広域機関が一般に公開する。

発電実績情報の公開方法に係る行為規制上の整理と対応方針 (2/2)

- 一般送配電事業者が自社ホームページにて発電実績情報を公表、及び当該情報を広域機関へ連携する場合、発電実績情報の公開が卸電力市場の透明性向上等を目的としてなされるものであることから、電気事業法第二十三条第一項第一号や「適正な電力取引についての指針」にて禁止されている「託送供給及び電力量調整供給の業務において知り得た情報の目的外利用・提供」に該当する可能性があると考えられる。
- もっとも、同規定の趣旨は、一般送配電事業者が、ある小売Aの需要家情報等を本来の目的とは異なる目的で他の小売Bへ提供すること等は、競争条件の公平性の確保の観点から問題であるため、これを防止するものである。この点に鑑みれば、本オペレーションに基づき広く一般に発電実績情報を公表し、又はそのために連携することは、公平・透明な形での利用又は提供の範囲内であって、このような態様の利用・提供を許容しても同規定の趣旨に反しないものと考えられる。
- そこで、「目的外利用・提供の禁止」の対象外となる情報として、「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報」を規定した電気事業法施行規則第三十三条の六の二に、本オペレーションに基づいて公表及び連携される場合の発電実績情報を追加する省令改正を行うこととしてはどうか。

(参考) 電気事業法抜粋における参考条文

電気事業法【抜粋】

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

(以降、略)

(参考) 電気事業法施行規則における参考条文

電気事業法施行規則【抜粋】

(適正な競争関係を阻害するおそれがない情報)

第三十三条の六の二 法第二十三条第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

- 一 統計情報
- 二 匿名加工情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第六項に規定する匿名加工情報をいう。第四十五条の二の十七第二号において同じ。）

(参考) 適正な電力取引についての指針における参考条文

公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】

第二部 適正な電力取引についての指針

Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1)

(略)

- ②ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった（さらに、令和2年改正法により、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、特定卸供給事業との兼業も制限されることとなった）。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。また、令和2年改正法により追加された配電事業に関して、配電事業者の託送供給等業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。

(以降、略)

令和 5 年 6 月 2 9 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

発電実績の公開に係る省令改正について、 経済産業大臣に建議しました

電力・ガス取引監視等委員会は、発電実績の公開に当たり、一般送配電事業者が当該情報を公開、及び電力広域的運営推進機関に提供することが、情報の目的外利用・提供に当たらない旨を明確化するため、所要の電気事業法施行規則の改正を経済産業大臣に建議しましたので、お知らせいたします。

1. 概要

令和2年度冬季のスポット市場価格高騰を踏まえ、市場の透明性、市場参加者の予見性の向上のため、令和5年度のできるだけ早い時期でのユニット別・コマ別の発電実績の公開を目指すこととしています。

その際、一般送配電事業者が当該情報を発電事業者から得て公開、及び電力広域的運営推進機関に提供することが、情報の目的外利用・提供に当たらない旨を明確化する必要があります。

以上を踏まえ、本日開催された第449回電力・ガス取引監視等委員会において審議が行われた結果、所要の電気事業法施行規則の改正を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、添付資料のとおり、経済産業大臣に対して建議しました。

2. 添付資料

発電実績の公開に関する制度的措置について（建議）

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者：竹内、宮崎
電 話：03-3501-1552（直通）